

特別養護老人ホーム 江古田の森 短期入所サービス利用料金

自己負担額1割の場合
【一般 第4段階】

令和6年8月1日

	サービス利用料金	1日			30日
		食事代(円)	居住費	計	計
要介護1	782	朝:500 昼:750 夕:650 1日1900	2,066	4,748	142,440
要介護2	857			4,823	144,690
要介護3	941			4,907	147,210
要介護4	1,019			4,985	149,550
要介護5	1,096			5,062	151,860

【第3段階①】

	サービス利用料金	1日			30日
		食事代(円)	居住費	計	計
要介護1	782	1,000	1,370	3,152	94,560
要介護2	857			3,227	96,810
要介護3	941			3,311	99,330
要介護4	1,019			3,389	101,670
要介護5	1,096			3,466	103,980

【第3段階②】

	サービス利用料金	1日			30日
		食事代(円)	居住費	計	計
要介護1	782	1,300	1,370	3,452	103,560
要介護2	857			3,527	105,810
要介護3	941			3,611	108,330
要介護4	1,019			3,689	110,670
要介護5	1,096			3,766	112,980

【第2段階】

	サービス利用料金	1日			30日
		食事代(円)	居住費	計	計
要介護1	782	600	880	2,262	67,860
要介護2	857			2,337	70,110
要介護3	941			2,421	72,630
要介護4	1,019			2,499	74,970
要介護5	1,096			2,576	77,280

自己負担額2割の場合
【一般 第4段階】

	サービス利用料金	1日			30日
		食事代	居住費	計	計
要介護1	1,545	朝:500 昼:750 夕:650 1日1900	2,066	5,511	165,330
要介護2	1,696			5,662	169,860
要介護3	1,861			5,827	174,810
要介護4	2,016			5,982	179,460
要介護5	2,167			6,133	183,990

自己負担額3割の場合
【一般 第4段階】

	サービス利用料金	1日			30日
		食事代	居住費	計	計
要介護1	2,318	朝:500 昼:750 夕:650 1日1900	2,066	6,284	188,520
要介護2	2,544			6,510	195,300
要介護3	2,791			6,757	202,710
要介護4	3,024			6,990	209,700
要介護5	3,250			7,216	216,480

<加算利用料> ※該当するもののみ

		3割負担	
		1日(円)	備考
*	●サービス提供体制加算Ⅱ	60	常勤換算で介護福祉士の割合が介護職員の60%以上の場合
*	●看護体制加算Ⅰ	14	常勤の看護師を1名以上配置している場合
*	●看護体制加算Ⅱ	27	常勤の看護師を基準以上数配置しており、医療機関等との24時間連絡体制を確保している場合
*	●機能訓練指導員配置加算	40	日常生活を営むのに必要な機能の改善・減退防止の訓練を実施した場合
*	●夜勤職員配置加算Ⅱ	60	夜勤職員が配置加算より1人以上上回る場合
	●若年性認知症利用者受入加算	400	若年性認知症利用者に対しサービス提供を行った
	●認知症行動・心理症状緊急対応加算	666	医師が利用を適当と判断した場合7日間を限度に
	●療養食加算	27(1食)	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合
	●在宅中重度者受入加算	1376	在宅で利用していた訪問看護事業所による健康上の管理を受けられる体制を確保した場合
	●緊急短期入所受入加算	300	介護を行う者が居宅で介護出来ない利用者を受け入れた場合(加算の算定は7日間または、14日間を限度とする)
	●看取り連携体制加算	213	看取り期の利用者に対してサービス提供を行った場合 ※死亡日及び死亡以前30日以下について7日間を限度とする
	●生産性向上推進体制加算Ⅰ	33	・加算(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取り組みによる成果が確認されていること ・見守り機器テクノロジーを複数導入していること ・職員間の適切な役割分担の取り組みを行っていること ・1年以内ごとに1回業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供を行うこと
	●生産性向上推進体制加算Ⅱ	327	・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること ・見守り機器のテクノロジーを1つ以上導入していること ・1年以内ごとに1回業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供を行うこと
*	●介護職員処遇改善加算Ⅰ	算定単位数の8.3%に相当する単位数	
*	●介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	算定単位数の2.7%に相当する単位数	
*	●ベースアップ支援加算	算定単位数の1.6%に相当する単位数	
*	●介護職員処遇改善加算(令和6年6月1日～)	算定単位数の14%に相当する単位数	
	●送迎加算	613(片道)	
	●長期利用減算(30～60日)	-100	
	●長期利用減算(60日～)	-106	

◎その他自己負担…理美容代、医療物品代、医療機関受診代、電話代 等

◎*…全利用者算定

<加算利用料> ※該当するもののみ

		2割負担	
		1日(円)	備考
*	●サービス提供体制加算Ⅱ	40	常勤換算で介護福祉士の割合が介護職員の60%以上の場合
*	●看護体制加算Ⅰ	9	常勤の看護師を1名以上配置している場合
*	●看護体制加算Ⅱ	18	常勤の看護師を基準以上数配置しており、医療機関等との24時間連絡体制を確保している場合
*	●機能訓練指導員配置加算	27	日常生活を営むのに必要な機能の改善・減退防止の訓練を実施した場合
*	●夜勤職員配置加算Ⅱ	40	夜勤職員が配置加算より1人以上上回る場合
	●若年性認知症利用者受入加算	267	若年性認知症利用者に対しサービス提供を行った
	●認知症行動・心理症状緊急対応加算	444	医師が利用を適当と判断した場合7日間を限度に
	●療養食加算	18(1食)	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合
	●在宅中重度者受入加算	917	在宅で利用していた訪問看護事業所による健康上の管理を受けられる体制を確保した場合
	●緊急短期入所受入加算	200	介護を行う者が居宅で介護出来ない利用者を受け入れた場合(加算の算定は7日間または、14日間を限度とする)
	●生産性向上推進体制加算Ⅰ	22	・加算(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取り組みによる成果が確認されていること ・見守り機器テクノロジーを複数導入していること ・職員間の適切な役割分担の取り組みを行っていること ・1年以内ごとに1回業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供を行うこと
	●生産性向上推進体制加算Ⅱ	218	・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること ・見守り機器のテクノロジーを1つ以上導入していること ・1年以内ごとに1回業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供を行うこと
	●看取り連携体制加算	142	看取り期の利用者に対してサービス提供を行った場合 ※死亡日及び死亡以前30日以下について7日間を限度とする
*	●介護職員処遇改善加算Ⅰ	算定単位数の8.3%に相当する単位数	
*	●介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	算定単位数の2.7%に相当する単位数	
*	●ベースアップ支援加算	算定単位数の1.6%に相当する単位数	
*	●介護職員処遇改善加算(令和6年6月1日～)	算定単位数の14%に相当する単位数	
	●送迎加算	409(片道)	
	●長期利用減算(30～60日)	-66	
	●長期利用減算(60日～)	-71	

◎その他自己負担…理美容代、医療物品代、医療機関受診代、電話代 等

◎*…全利用者算定

<加算利用料> ※該当するもののみ

	1割負担	
	1日(円)	備考
* ●サービス提供体制加算Ⅱ	20	常勤換算で介護福祉士の割合が介護職員の60%以上の場合
* ●看護体制加算Ⅰ	5	常勤の看護師を1名以上配置している場合
* ●看護体制加算Ⅱ	9	常勤の看護師を基準以上数配置しており、医療機関等との24時間連絡体制を確保している場合
* ●機能訓練指導員配置加算	14	日常生活を営むのに必要な機能の改善・減退防止の訓練を実施した場合
* ●夜勤職員配置加算Ⅱ	20	夜勤職員が配置加算より1人以上上回る場合
●若年性認知症利用者受入加算	134	若年性認知症利用者に対しサービス提供を行った
●認知症行動・心理症状緊急対応加算	222	医師が利用を適当と判断した場合7日間を限度に
●療養食加算	9(1食)	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合
●在宅中重度者受入加算	459	在宅で利用していた訪問看護事業所による健康上の管理を受けられる体制を確保した場合
●緊急短期入所受入加算	100	介護を行う者が居宅で介護出来ない利用者を受け入れた場合(加算の算定は7日間または、14日間を限度とする)
●生産性向上推進体制加算Ⅰ	11	・加算(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取り組みによる成果が確認されていること ・見守り機器テクノロジーを複数導入していること ・職員間の適切な役割分担の取り組みを行っていること ・1年以内ごとに1回業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供を行うこと
●生産性向上推進体制加算Ⅱ	109	・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること ・見守り機器のテクノロジーを1つ以上導入していること ・1年以内ごとに1回業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供を行うこと
●看取り連携体制加算	71	看取り期の利用者に対してサービス提供を行った場合 ※死亡日及び死亡以前30日以下について7日間を限度とする
* ●介護職員処遇改善加算Ⅰ	算定単位数の8.3%に相当する単位数	
* ●介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	算定単位数の2.7%に相当する単位数	
* ●ベースアップ支援加算	算定単位数の1.6%に相当する単位数	
* ●介護職員処遇改善加算(令和6年6月1日～)	算定単位数の14%に相当する単位数	
●送迎加算	205(片道)	
●長期利用減算(30～60日)	—33	
●長期利用減算(60日～)	—36	

◎その他自己負担…理美容代、医療物品代、医療機関受診代、電話代 等

◎*…全利用者算定